

【件名】封鎖措置の段階的解除

【ポイント】

● 6月4日夜、ジェラド首相は、現在実施されている封鎖措置解除に向けたロードマップを発表しました。解除は段階的に行われ、6月7日から商店等の一部営業再開、6月14日から国内の感染状況等に応じてその他の特定活動の再開が認められると共に、外出禁止措置の見直しが行われる見込みです。

1 フェーズ1（6月7日から再開が認められる活動）

（1）建設業及び公共事業（企業手配の従業員の移動は全土に亘り5時～19時の間認められる）

（2）商業活動及びサービス活動

セラミック職人、配管工、大工、画家、旅行代理店、不動産業者、手工芸品の販売、靴屋及び仕立て屋、メンテナンス及び修理、家庭用品と装飾品の販売店、スポーツ用品店、ゲーム及びおもちゃ販売店、パン・菓子店、アイスクリーム及びドリンクの持ち帰り販売、ファーストフード（持ち帰りのみ）、寝具及び家具用生地の販売店、家電製品店、化粧品及び衛生用品の販売、生花・植物の苗・薬草の販売店、写真スタジオ・現像・コピー、ハمامを除く灌水浴、車のメンテナンス及び洗車、アートギャラリー、楽器店、骨董品店及び古物商、書店及び文房具店、男性用理髪店（予約での来店のみ可）、家畜市場。

2 フェーズ2（6月14日以降）

現在実施中の一定時間帯の外出禁止（以下4を参照願います）の段階的解除は、今後のR値（各感染者が伝染する人数が1未満であるかどうか）及び1日の新規感染者数といった疫学的進展を国全体のレベル及び各県毎のレベルで観察しつつ関係当局によって後日決定されます。14日以降に再開される商業活動についても感染状況の推移等に照らし今後決定されるとのことですが、現時点では特定のタクシー事業、外食産業、酒類販売業者の再開が想定されています。

3 上記の経済活動再開に際し、アルジェリア政府は国民に対し、警戒を続け、責任感を持って行動し、衛生対策、社会的距離及び防護を行うことが、この流行の拡大を食い止めることができる唯一の手段であり続けると呼びかけています。なお、一般客がマスク着用義務に違反した場合店主に責任が課せられ、即座の閉店または活動停止及び罰則の対象ともなり得ますのでご注意ください。

4 アルジェリア国内では、5月28日付の緊急領事メールでお知らせしたと

おり、6月13日まで以下の封鎖措置が取られていますので、皆様におかれましては、最新情報を収集するとともに、感染予防に努めてください。

(1) サイダ県、ティンドーフ県、タマンラセット県、イリジ県の封鎖措置を全面解除。

(2) 以下の県については5月30日から更に15日間延長し6月13日までとする。

アルジェ県を含む16県(※印参照)の一部封鎖。17時から翌朝7時までの外出禁止。 ※アルジェ県、オラン県、ベジャイア県、セティフ県、ブリダ県、ティジウズ県、ティパザ県、トレムセン県、アイン・デフラ県、バトナ県、ティアレット県、シディ・ベラベス県、コンスタンティーヌ県、アンナバ県、ボルジブ・アレリジ県及びメデア県

(3) 上記以外の全ての県の一部封鎖。19時から翌朝7時までの外出禁止。

【参考リンク】

●アルジェリア保健省HP新型コロナウイルス関連情報

<http://www.sante.gov.dz/coronavirus/coronavirus-2019.html>

●当館HP新型コロナウイルス関連情報

<https://www.dz.emb-japan.go.jp/jp/ryoji.html>

●外務省海外安全HP

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

●厚生労働省HP新型コロナウイルス感染症について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

(問い合わせ先)

在アルジェリア日本国大使館

住所：1, Chemin El Bakri, Ben Aknoun, 16028 Alger

電話：+213 (0)21 91 20 04 FAX：+213 (0)21 91 20 46

メール：eal-mm@al.mofa.go.jp

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURL から停止手続きをお願いします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>